

石狩鍋復活プロジェクト「あき味の会」規約

一部改正 H29. 9. 1

(目的)

第1条

本会は、北海道の郷土料理である本市発祥の石狩鍋の文化、歴史を後世に継承し、郷土愛の醸成及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第2条

本会の目的を達成するため、次の活動を行うこととする。

- (1)石狩鍋の普及、PRに関すること。
- (2)石狩鍋の歴史、文化の研究に関すること。
- (3)石狩鍋を活用した地域活性化に関すること。
- (4)子どもへの食育指導に関すること。

(名称)

第3条

本会の名称は「あき味の会」とする。

(地区)

第4条

本会の地区は、石狩市とする。

(正会員の資格)

第5条

石狩市内で石狩鍋を提供できる店であること。

(加入)

第6条

本会への加入を希望する者は、本会に対して加入申込書を提出し、本会の承諾を得られれば加入できる。

(賛助会員)

第7条

第5条の資格要件は満たさないが、本会の趣旨に賛同するものは、前条の手続きを経て賛助会員となることができる。

(会費の額)

第8条

会費の額は次のとおりとする。

- (1)正会員 月額1,000円
- (2)賛助会員 月額1,000円

(脱会)

第9条

正会員及び賛助会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、翌月において自由脱会することができる。

2 正会員及び賛助会員において、本会の会員として相応しくないと判断できる場合は、会議での決定を経て強制脱会させることができる。

(役員の数)

第10条

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 事業・広報担当 1人

(役員の任期)

第11条

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の役割)

第12条

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、会長が指定した者がその職務を代行する。また会計及び資産の状況を監査する。
- (3) 会計は会費の徴収、管理をする。
- (4) 事業・広報担当は事業活動やイベント参加などに関する総括を行う。

(役員を選出)

第13条

会長、副会長、会計、事業・広報担当は会議で選出する。

(会計)

第14条

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 本会の予算は会費で運営する。
- 3 会計年度が終了したとき速やかに決算を行い、監査を受けて本会の承認を受けなければならない。

(食材)

第15条

食材は地元石狩産を使用すること。入手できない場合はこれを除く。

(具材)

第16条

基本の具材はサケ、玉ネギ、キャベツ、豆腐、ツキコンニャク、長ネギの味噌仕立てで山椒を使用すること。

(会議)

第17条

本会の臨時会議は必要に応じて会長が招集する。

(会議の成立)

第18条

会議は全会員の三分の一以上の出席もしくは委任状で成立する。

(鍋大使)

第19条

石狩鍋の普及を目的とする鍋大使を設置する。

(会員扶助)

第20条

本会は、運営にあたり会員同士協力しあうこととする。

(その他)

第21条

参画店は石狩鍋復活プロジェクトの幟^{のぼり}を店内もしくは店頭^{のぼり}に設置すること。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

附則（一部改正）

この規約は、平成29年9月1日から施行する。